

2019年度

日 課 表

8：25までに登校

	月・火・木・金	水・土
1 時限	8：30～9：20	8：30～9：20
2 時限	9：30～10：20	9：30～10：20
SHR	10：30～10：40	なし
3 時限	10：45～11：35	10：30～11：20
4 時限	11：45～12：35	11：30～12：20
昼休み	45 分 間	60 分 間
5 時限	13：20～14：10	13：20～14：10
6 時限	14：20～15：10	14：20～15：10 LHR
7 時限		15：20～16：10 1 年人間と社会、 2・3 年総合

水1、2時限は土曜ローテーション授業。
水・土はSHRなし。水は7時限まで。土は4時限まで。
下校予約16：45、下校17：00、完全下校17：15
部活動延長等あり。

生徒心得

① 一般心得

1. 始業時刻は年間を通して午前8時30分。生徒は予約の時刻8時25分までに入室すること。
2. ①下校時刻は午後5時とし、完全下校は5時15分とする。
②居残り活動を行った際の下校時刻は午後6時とし、完全下校は6時15分とする。
3. 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引のあった場合は、必ず生徒手帳に所定事項を記入の上保護者の捺印を得て担任に届け出る。欠席、その他が予め明らかない場合は、事前に担任に連絡する。当日の欠席連絡はメールでもよい。
ml-komatugawa31@section.metro.tokyo.jp (1学年)
ml-komatugawa30@section.metro.tokyo.jp (2学年)
ml-komatugawa29@section.metro.tokyo.jp (3学年)
4. 始業時より終業時まで外出してはならない。但し、特別の事情がある場合には必ず担任にその理由を生徒手帳の所定欄に記入し、許可を受ける。外出から帰ったときには担任に報告する。
5. 休日に登校してはならない。但し、担任または顧問の指導があり、「休日活動届」を前日までに副校長に提出すれば登校して活動できる。なお、必ず制服で登校とする。
休日の活動は、原則午前9時から午後4時までとする。

6. 通学は靴履きとする。但し、事情により他の履物を使用する場合は、担任に届け出て許可を受ける。
7. 昼食は原則として持参し、教室でとる。
8. 登下校には交通運賃を守り、特に登下校時には通学路が狭く混雑するので2列で速やかに通行する。
9. 原付自転車での通学は絶対禁止とする。
10. 自転車での通学は許可制とする。所定の自転車通学願いを生活指導部に提出する。
11. 自転車は所定の場所に整然と置く。
また、所定の位置にステッカーを貼る。
12. ポスター・印刷物などを掲示・配布した場合は、監査に届け出、許可を受ける。(選挙ポスターは除く)
教室・廊下等の塗装壁面には貼ってはならない。
13. 貴重品は各自で厳重に管理すること。貴重品や多額の金銭はできるだけ持ち持てこない。やむを得ない場合は担任又は顧問に預ける。
14. 紛失したり、盗難にあった場合には、担任・顧問及び生活指導部の担当に届ける。
15. アルバイトは原則として禁止する。但し、事情のある場合には担任に届け出て相談する。所定の「アルバイト計画書」に保護者の承諾を得て担任に提出する。
16. 屋上の使用は原則として禁止する。H.R.、部活動においては、H.R.担任・顧問の指導のもとにある場合のみ使用を認める。使用については、生活指導部の許可を得る。ボール、ラケット、バット類は使用できない。
17. 所持品にはすべて氏名を記入し、学校生活に直接

18. 関係のない物は携行してはならない。(遊具など)
19. 校内での携帯電話の使用を禁止する。
校内の美化のため、清掃当番は責任を持ってあたる。可燃ゴミと不燃ゴミ(ビニールなど)を分類して捨てる。ペットボトル・カンは別に指定するゴミ箱に捨てる。

② 部活動について

1. 平日の活動時間
 - (1) 月曜日から土曜日(授業日の場合)まで活動することができる。
 - (2) 平日は午後5時までの活動とし、午後5時15分完全下校とする。
 - (3) 週に1日以上は休息日を設けること。
2. 延長活動について
 - (1) 朝の練習(朝練)は午前7時30分より8時20分とする。
 - (2) 居残り練習の必要がある場合は以下を条件として、許可をする。
 - ア 週に2回まで行うことができる。
 - イ 練習時間は午後6時までとする。
 - ウ 居残り練習する日の朝練は認めない。
 - (3) 定期考査1週間前は、活動を禁止する。但し、直前に公式試合がある場合は、試験1週間前ならびに試験期間中の活動を認める。活動時間は1時間を目安とする。
3. 長期休業中の活動について
 - (1) 夏季休業中は、週1日以上は休息日を設ける。

(2) 冬季休業中は、12月29日～1月3日まで校舎内立ち入り禁止とする。

(3) 春季休業中は週1日以上の休息日を設ける。上記の規定を違反した場合、警告の上活動制限を行う。

③ 休業中の心得 (夏季・冬季・春季)

1. 登校・校内生活に関する注意

(1) 登下校には必ず正規の服装を着用する。靴以外の履物(サンダル・下駄など)での登校は禁止する。

(2) 在校時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。

(3) 部活動の責任者は、2階職員室前のボードに活動中の表示をする。活動が終わったときは、ボードに終了の表示をして、直ちに下校する。

土曜日・日曜日や祝日に活動する場合には、前日までに届け出る。(一般心得5参照)

(4) 冬季休業中(12月29日から1月3日の6日間)は、登校禁止とする。

(5) 使用した教室、その他の場所必ず清掃し、整理整頓しておく。

2. 旅行に関する注意

(1) 単独での旅行はなるべく避ける。事情のある場合は事前に担任に届け出て指導を受ける。

(2) グループで旅行する場合、所定の「旅行計画書」に保護者の承諾捺印を得て、事前に担任に提出する。また旅行の際には保護者またはこれに準ずる

人が同行することが望ましい。

(3) JRの学割証明書は規定の発行枚数以内。また他人のものを借用したりなどの不正使用をしない。

(4) キャンプ・海水浴・スキー・スケート・夏山登山などについては事前に保護者及び担任とよく相談し、指導を受ける。

3. 交通事故防止に関する注意

交通規則を遵守し、不測の事故を防止するようつとめる。外出の際は、行く先・同行者・時間などを保護者に連絡しておく。

4. その他の事故防止に関する注意

(1) おたがいに飲酒・喫煙・薬物などの誘惑のおそれのある場所や機会をさけるよう注意する。

(2) 夜間の1人歩きなど特に単独行動は避ける。

5. 本校生徒に事故または異変が生じた場合には、直ちに学校又は担任に連絡する。

④ 忌引規定

1. 近親者に不幸のあった場合は、次の通り忌引の取り扱いをする。

父・母 (7日以内)

祖父母・兄弟・姉妹 (3日以内)

伯叔父母 (1日)

⑤ 諸願(届)書様式

願(届)書には下記のものがある。

1. 休業願 2. 退学願 3. 復学願 4. 転学願

5. 住所変更届 6. 生徒証再交付願 7. 学校生徒運賃割引証明書交付願 8. 旅行計画書 9. 外出許可願 10. その他
1～7の用紙は学校経営企画室にある。8は担任から受け取る。9は生徒手帳の「諸届・許可欄」に記入する。

(注) 学校・家庭連絡欄、欠席・欠課・見学・遅刻・早退・外出・忌引届の記入欄は生徒手帳にある。

⑥ 自習に関する注意

1. 自習時間中の学習は、特に指示のない限りホームルーム教室で行う。特別教室や体育館、松葉会館その他の場所へ出入りしない。
2. お互いに他に迷惑をかけないよう静粛に自習する。
3. 授業開始の合図があれば直ちに所定の位置について自習をする。10分以上担当の教諭がこられないときは、H.R.委員又は教科係は職員室に行き指示を受ける。

⑦ 考査に関する注意

1. 座席は出席簿番号の順序に整然と並ぶこと。
2. 考査開始の予鈴（チャイム）が鳴る前に、教科書・ノート・その他の携行品はカバンに入れて椅子の下に入れ、机の中には物を置かない。机の上には筆記用具以外は何も置かない。筆記用具入れもしまう。許可なく下じきは使用しない。
3. 消しゴム、その他の物品の貸借はしない。

4. 不正のないよう互いに厳正な態度で考査にのぞむ。
5. 携帯電話等は電源を切ってバッグの中に収納すること。

⑧ 台風等の災害、災害予想時の登下校について

1. 台風等の災害、災害予想時は安全を確認して登校する。
2. 登校に重大な影響が予想される大雨、暴風、大雪、暴風雪警報が23区東部地域対象に発令されている状況下では登校しない。
3. 午前6時までに警報が解除された場合には平常通り、午前8時までに解除された場合は3限より、午前11時までに解除された場合は5限から授業を開始する。なお、この規定に拘らず、前日に当日向けの特別な時程を指示する場合がある。そのときはその指示に従うこと。
4. 警報が解除されなくても危険が予想される場合は無理に登校しないようにする。
5. 学校にいるときに警報が発令されるなど、下校に危険が予想される場合は教員の指示に従う。

服装規定

(冬服・夏服)

11月1日から5月末日までは冬服、6月1日から9月末日までは夏服とする。ただし、5月、10月は移行期間とし、冬服、夏服のどちらでも可とする。

(男子)

1. 冬服は黒の詰襟学生服を用い、左襟に校章をつける。夏服は白のワイシャツの無地(木綿または混紡)とし、略章を左胸につける。夏期でも気温の低い時や体調不良の場合には学生服を着用してよい。
2. 校内において、ワイシャツの上にベスト・セーター・カーディガンを着用することを認める。無地(模様のないもの)、色は黒・紺・グレー・白・ベージュの5色とする。登下校の際に、上衣の代わりにジャンパー・ベスト・セーター・カーディガン等を着用することは認めない。
3. 靴は通学用として黒の学生靴を用いる。なお、布製スポーツシューズの類も可。(色や形は華美にならないもの)
4. その他、靴下(白・紺・黒・グレーの単色でワンピースを原則)・Tシャツ(白の無地、ワンピースを原則)などについても華美にならないものを用いる。

(女子)

1. 本校指定のセーラー服・冬スカート(冬服)、本校指定のセーラーブラウス・夏スカート(夏服)

2. 黒リボンタイを用いる。
3. 気温により、制服の上にベスト・セーター・カーディガンを着用することを認める。無地(模様のないもの)、色は黒・紺・グレー・白・ベージュの5色とする。ベスト・セーター・カーディガン着用時は、校章をその左胸につける。
4. 夏冬とも左胸に校章をつける。
5. 靴は通学用として黒のローヒールの学生靴を用いる。なお、布製スポーツシューズの類も可。(色や形は華美にならないもの)
6. 靴下は黒の厚手のストッキング、あるいは白・紺・黒の3色として、単色でワンピースのソックスを原則とする。

(その他)

1. 冬の寒い時、コートを着用する場合には、無地で装飾のないものに限る。形も地味なものとし、皮革品やその類似品、ジーンズ生地は禁止する。
2. 服装はすべて質素を旨とし、外出のときも本校生徒としての態度をくずさないように心がける。
3. 履物は、通学靴、校舎用上履・体育館専用履、グラウンド履(運動場)とを区別して使用する四足制である。校舎用上履・体育館専用履は学年指定色とする。
4. 頭髮については、活発な学習活動ができる清潔なものとする。(パーマメント、染毛、逆毛は禁ずる)
5. 装身具(ピアス・指輪・首飾り・マニキュア等)はつけないこと。顔や指などのメイク(化粧)は

- しないこと。
 6. 体育の服装については、男女とも本校指定の運動着とする。
 7. 止むを得ない事情により異装する場合は、必ずH.R.担任に届け出て許可を受ける。

